

町田市立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立公園条例の一部を改正する条例

町田市立公園条例（昭和45年12月町田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後			改正前				
別表第4（第8条、第8条の2、第21条関係） 1 修景施設			別表第4（第8条、第8条の2、第21条関係） 1 修景施設				
有料 公園 施設 の 名 称	区分	入園料	有料 公園 施設 の 名 称	区分	入園料		利 用 単 位
					個人	団体（2 0人以上 ）	
町田 ぼた ん園	一般	520円	町田 ぼた ん園	一般	520円	470円	1 人 1 回
	中学生及 び高校生 並びにこ れらに準 ずる者	200円		中学生及 び高校生 並びにこ れらに準 ずる者	200円	180円	
	小学生以 下	無料		小学生以 下	無料		
備考 略 2～5 略			備考 略 2～5 略				

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。